

# 中小企業の支援に携わる支援者の皆様へ

## 北海道中小企業活性化協議会の

# 収益力改善支援を ご活用ください！

経営環境の変化に伴う収益力の低下などに対して、現状の課題・問題点、ビジネスモデルを分析し、中小企業の収益力改善を幅広く支援します。

### 対象となる企業

収益力低下、借入増加のおそれのある、幅広い中小企業者を対象としています。

こんなお悩みを  
支援します！



どのように収益を改善したら良いか考えたい。



売上減や借入れの増大を改善したい。



自社の課題を客観的に把握したい。

## 支援者からの相談の流れ

1

事前相談

中小企業支援機関

金融機関、保証協会、商工会議所・商工会、税理士、中小企業診断士等支援専門家から、取引先・支援先の事業者への支援方針や支援内容に関する相談を受け付けています。

2

ご提案

北海道中小企業  
活性化協議会

常駐専門家(金融機関経験者、弁護士、中小企業診断士等)が課題解決に向けた助言、支援施策や支援機関の紹介を行い、支援施策を検討し、ご提案します。

決定

収益力改善支援

裏面へつづく ▶

活性化協議会は、経済産業省北海道経済産業局から札幌商工会議所が委託を受けて事業運営している公正中立的な公的機関です

北海道中小企業活性化協議会

お問い合わせ

札幌本部

〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目2-1 北海道経済センター6階 TEL 011-222-2829

帯広サテライト

〒080-8711 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広経済センタービル 東館3階 305号室 TEL 0155-67-1144

詳しくはこちら



# 収益力 改善支援の 流れ

1年間から3年間の収益力改善計画を作成します。  
なお、リスケジュール等の金融支援が伴う場合には、  
1年間の収益力改善計画を作成します。

収益力改善計画遂行中の行動計画  
(収益力改善アクションプラン)

+

簡易な収支・資金繰り計画

窓口相談から支援完了まで3か月程度を想定

01

## 窓口相談 (第一次対応)

窓口相談で相談企業様のお話をお伺いし、支援施策を検討します。

02

## 念書提出 意向確認

相談企業様から金融機関に、守秘義務解除の念書を提出していただき、協議会と金融機関が情報交換できるようにしていただきます。協議会が金融機関の意向を確認します。

03

## 協議会決定 (第二次対応)

相談企業様の状況、金融機関の意向等を踏まえ、収益力改善支援を行うことを協議会として正式決定します。

資金繰りが厳しい

資金繰りに問題がないが、  
収益力の改善が必要

04

## 元金返済猶予の依頼

協議会から金融機関に対し、計画策定期間(3か月間程度)の元金返済猶予を依頼します。なお、利息の支払は継続していただきます。

05

## 収益力改善計画案の作成

相談企業様が、1年間の収益力改善計画案(アクションプラン、収支計画、資金繰り計画など)を2か月間程度で作成します。STEP04で依頼した期間を含め、最大12か月の元金返済猶予が可能です。

## 収益力改善計画案の策定

相談企業様が、1年間から3年間の収益力改善計画案(アクションプラン、収支計画、資金繰り計画など)を2か月間程度で作成します。

06

## 金融機関の同意取得

完成した収益力改善計画案を、協議会が金融機関に送付し、2週間程度で金融機関の同意を取得します。

## 金融機関の確認取得

完成した収益力改善計画案を、協議会が金融機関に送付し、2週間程度で金融機関の確認を取得します。

07

## 条件変更契約

すべての金融機関から同意が取得できたら、相談企業様と各金融機関で条件変更契約を締結します。

08

## モニタリング

アクションプランに取り組んでいただき、定期的に協議会と金融機関に業績報告をしていただきます。